

一般社団法人愛知県専修学校各種学校連合会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人愛知県専修学校各種学校連合会という。

(事 務 所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

2 当法人は、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、専修学校・各種学校の教育振興に関する事業を行い、もって職業教育の発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 専修学校教育及び各種学校教育に関する調査研究、刊行物の発行及び各種競技大会に対する助成
- (2) 専修学校教育及び各種学校教育に関する研究会、講習会、展示会等の開催
- (3) 専修学校及び各種学校の経営に関する調査研究及び情報発信
- (4) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会を置く。

第3章 会 員

(入 会)

第6条 当法人は当法人の設立目的に賛同する愛知県内の専修学校及び各種学校を運営する団体又は個人をもって正会員とする。正会員になるためには当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

2 当法人の事業を援助する個人又は法人を賛助会員とする。

3 正会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(正会員等の義務)

第7条 正会員及び賛助会員は、次の義務を負うものとする。

- (1) 当法人の事業に参画し、その目的達成に寄与する義務
- (2) 社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払う義務
- (3) 正会員及び賛助会員の名称、住所（主たる事務所）、代表者等に変更が生じた場合は、その都度当法人に連絡する義務

(退 会)

第8条 正会員及び賛助会員は別に定める退会届を提出して任意に退会することができる。ただし、1カ月以上前に当法人に対して予め、退会の予告をするものとする。

(除 名)

第9条 正会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議に基づき除名することができる。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 除名にあたっては、当該正会員及び賛助会員に社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員及び賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員及び賛助会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(社員総会の構成)

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(議 決 権)

第12条 各正会員は各1個の議決権を有する。

(権 限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員及び賛助会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 入会の基準及び会費等の額
 - (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (9) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、社員総会においては、第15条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2カ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催が決議されたとき。
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招 集)

第15条 社員総会の招集は、一般社団・財団法人法又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により決定し、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的等を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(定 足 数)

第17条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法に別段の定めがある場合を除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。議決権の代理行使及び書面による議決権の行使については、一般社団・財団法人法の定めによる。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、一般社団・財団法人法の定めるところにより議事録を作り、議長はこれに署名又は記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第20条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって、選任する。

- 2 理事のうち2名を代表理事とし、理事会の決議によって選定する。また、代表理事のうち1名を会長とし、理事会の決議によって選定する。
- 3 代表理事以外の理事のうち3名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。また、会長を除く代表理事及び業務執行理事を副会長とする。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係にあるものとして公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、一般社団・財団法人法及びこの定款の定めるところにより、当法人の職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表しその業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、一般社団・財団法人法で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 当法人の業務及び財産状況を監査すること並びに各事業年度に係る決算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき又は一般社団・財団法人法若しくはこの定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、これを理事会に報告すること。
- (5) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、一般社団・財団法人法若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (6) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為を止めることを請求すること。
- (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第20条で定めた役員の員数を欠けた場合には、辞任または任期満了後においても新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第25条 役員は、一般社団・財団法人法の定めるところにより社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第26条 役員には、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第 27 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事項を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告をしなければならない

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 28 条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 29 条 理事会は、一般社団・財団法人法に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに討議に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前 2 号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 会長、代表理事、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 30 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、3 カ月に 1 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

(招 集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は前条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、一般社団・財団法人法に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第34条 理事会の議事録については、一般社団・財団法人法で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印をしなければならない。

第7章 基金

(基金の拠出)

第35条 当法人は、正会員又は第三者に対し、一般社団・財団法人法に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

第36条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱い規定によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第37条 当法人は、解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当法人は、次条に定める基金の返還手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

3 当法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

第38条 基金の返還は、定時社員総会の決議により、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第39条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第8章 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の同意を得て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書(以下、計算書類等という)を作成し、監事の監査を受け、定時社員総会において承認を得ることとする。

- 2 当法人は、前項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
- 3 決算上剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け)

第43条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度をもって償還する短期借入金を除き、社員総会の決議によらなければならない。

- 2 当法人が重要な財産の処分及び譲受けを行うときも、社員総会の決議を経なければならない。

(会計原則等)

第44条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般社団法人の会計の慣行に従うものとする。

第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第46条 当法人は、社員総会の決議によって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第47条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第48条 当法人は剰余金を分配することはできない。

(残余財産の処分)

第49条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議によって、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第50条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の同意により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、正会員及び学識経験者のうちから、理事の過半数の同意により選任する。
- 3 委員会の任務及び構成並びに運営に関する必要な事項は、理事会の同意により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第51条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第52条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の同意により別に定める。

(公告の方法)

第53条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は 磯村 義安、小川 明治とし、業務執行理事は中西 義裕、市原 康雄、宮野 幸博とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成 24 年 4 月 1 日設立登記